

介護職員として再就職される方を応援します！！

離職介護人材再就職準備資金の貸付けのご案内

介護職員として一定の知識と経験を持ち、直近の介護職員等の離職日から6か月以上経過している方で、高知県内で介護職員等として再就職される方に、再就職のための準備金を無利子でお貸しします。

◆貸付額 40万円以内（一人当たり一回限り）

介護職員等として就労した日から継続して2年間、高知県内の介護保険サービス提供事業所で介護職員等として従事した場合は（注1）（注2）、**貸付金の返還免除申請ができます。**

（注1）「介護職員等」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等を提供する事業所もしくは施設又は同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業もしくは同号ロに規定する第一号通所事業を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護等をいう。）の業務に従事する者です。

（注2）返還免除申請をするためには、事業所に在籍した期間が2年（730日）以上かつ業務に従事した日数が360日以上、介護職員等としての業務に従事する必要があります。

◆貸付対象者 下記①～⑥すべてに該当する方が貸付対象となります。

- ①直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、あらかじめ、高知県福祉人材センター（福祉人材バンクも含む。）に氏名及び住所等の届出又は登録をしている方
- ②即戦力として期待される介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する方
 - * 介護福祉士
 - * 実務者研修・介護職員基礎研修・介護職員初任者研修のいずれかの研修を修了した方
 - * 訪問介護員（ホームヘルパー）1級又は2級の課程を修了した方
- ③上記②の方で介護保険サービス提供事業所に介護職員等として1年以上（雇用期間が365日以上かつ業務従事日数が180日以上）経験のある方（注1）
- ④高知県内の介護保険サービス提供事業所に介護職員等として就労することとなった方（注1）
- ⑤高知県内に住民登録している方で、③の事業所又は施設で介護職員等の業務に従事する方
- ⑥直近の介護職員等としての離職日から6か月以上経過している方

（注1）離職先及び再就職先が貸付けの対象事業所に該当するかどうか、別紙「貸付対象事業実施証明書等の作成における注意事項」を十分に確認したうえでお申し込みください。

◆申請の流れ

再就職日から3か月以内に申請してください。

※貸付けの申請には要件を満たす連帯保証人が1名必要です。

退職・届出・登録

※高知県福祉人材センターへ届出又は求職登録（福祉人材バンクも含む）

就職活動

就職決定 ⇒ 貸付申請

※再就職した日から3か月以内に申請

※退職日から再就職日までに6か月以上経過していること

貸付審査

※審査により、貸付の可否を決定
※審査にあたって、連帯保証人に重要事項の説明を行います。

貸付決定

↓
借用書締結
↓
貸付金交付

◆貸付申請書類

- ①貸付申請書（第 1-1 号様式）
- ②身上調書（第 2 号様式）
- ③福祉人材センター（福祉人材バンク含む）への「求職票」の写し
- ④住民票（借入申請者及び連帯保証人）
- ⑤離職した先の業務従事期間証明書（第 12 号様式）
- ⑥資格証明書又は研修修了書の写し
- ⑦再就職準備金利用計画書（第 4 号様式）
- ⑧再就職先との雇用関係が確認できる書類（労働条件通知書や雇用契約書）
- ⑨貸付対象事業実施証明書
- ⑩連帯保証人の所得証明書
- ⑪個人情報取扱業務概要説明書（同意書）※借入申請者、連帯保証人それぞれ提出必要
- ⑫その他必要と認められる書類（借入申請額の根拠となる見積書等）

◆貸付対象となる経費

- ①通勤用の自転車やバイク購入費
- ②介護職員等としての業務に必要な靴や利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具や靴等の被服費
- ③介護にかかる情報収集や講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費
- ④敷金礼金、転居費など転居を伴う場合に必要経費
- ⑤子どもの預け先を探す際の活動費 など

◆その他の留意事項

- 連帯保証人（原則高知県内に居住し、月額 13 万円以上の所得がある方）が 1 名以上必要です。なお、連帯保証人を立てることが困難であると認められる場合は、就労先の法人等が、法人として連帯保証人になることができます（法人保証に必要な書類については、別途、お問い合わせください）。
- 本資金は貸付金であり、原則、返還が必要です。ただし、就労した日から継続して 2 年間、高知県内の介護保険サービス提供事業所で介護職員等として従事した場合は、返還免除申請ができます。
- 返還免除申請するまでの間、高知県内の介護保険サービス提供事業所で介護職員等として従事している場合等は、返還の猶予が可能です（猶予申請手続きが必要です）。
- 対象業務に従事中は、年 1 回以上、事業所の証明を受けた従事届の提出が必要です。
- 業務外の事由により死亡または心身の故障した場合や、高知県内で介護職員等の業務に従事するが意思がなくなり、業務に従事しなくなった場合等は、貸付金を返還しなければなりません。また、借受人が何らかの理由により返還しない場合は、連帯保証人に請求させていただきます。

◆氏名及び住所等の届出又は登録

○高知県福祉人材センター（担当地域：高知県中部）

〒780-8567 高知市朝倉戊 375-1 高知県立ふくし交流プラザ1階

TEL 088-844-3511

○安芸福祉人材バンク（担当地域：安芸市、室戸市、安芸郡）

〒784-0043 安芸市川北甲 5685（安芸市総合社会福祉センター内） 0887-35-2915

○幡多福祉人材バンク（担当地域：四万十市、宿毛市、土佐清水市、幡多郡）

〒787-0012 四万十市右山五月町 8-3（四万十市社会福祉センター内） 0880-35-5514



福祉のお仕事

www.fukushi-work.jp

検索

届出はこちら
からどうぞ



◆貸付けに関するお問い合わせ先

○高知県社会福祉協議会 福祉資金課（高知県立ふくし交流プラザ 4 階）

TEL 088-844-4600

<https://www.kochiken-shakyo.or.jp/>